

○仲裁及び和解あっせん補助者細則

(制定 平成2年11月6日)

改正 平成2年11月16日	
改正 平成8年10月24日	改正 平成10年1月22日
改正 平成12年6月9日	改正 平成14年3月12日
全部改正 平成14年4月25日	改正 平成15年3月26日
改正 平成17年3月23日	改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正
改正 平成22年6月1日	改正 平成24年12月27日

(目的)

第1条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)が行う仲裁手続及び和解あっせん手続につき、仲裁人及びあっせん人(以下「仲裁人等」という。)を補助する者(以下「補助者」という。)に関して必要な事項を定める。

(補助者候補者名簿)

第2条 仲裁センター運営委員会は、補助者候補者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、これを仲裁センターに常備する。

- 2 仲裁センター運営委員会は、名簿を3年毎に改製する。
- 3 補助者候補者は、入会后15年未満の弁護士会員(判事又は検事に任官した経験を有する者については、この職にあった期間は入会後の期間に通算する。)であつて、名簿に登載されたものとする。

(補助者の選任)

第3条 仲裁センターは、仲裁又は和解あっせん手続上、補助者を付することを適当と認めた場合には、仲裁人等の意見を聞いて、名簿又は仲裁人候補者名簿の中から、当該手続を担当する補助者を選任することができる。

(補助者の職務)

第4条 補助者は、次に規定する仲裁人等の補助を行う。

- (1) 仲裁手続期日及び和解あっせん手続期日(以下「期日」という。)の立会
- (2) 仲裁人等の指示する事項(事実、法令又は判例)の調査及び期日外の準備
- (3) 仲裁人等に対する意見の具申
- (4) 仲裁人等の指示による仲裁判断書及び和解書の起案
- (5) 期日調書の作成

- 2 補助者は、独立して期日を主宰できない。

(補助者に対する報酬)

第5条 仲裁センターが補助者に支払う報酬は、期日日当とし、その額は1期日当たり9,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、仲裁センターは、期日の手続の内容及び期日手数料の免除の有無を勘案して、期日日当を減額し、又は支払わないことができる。

附 則(改正 平成2年11月16日)

この規程は、公示の日から施行する。

(平成2年11月19日 公示)

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

(平成7年3月10日 公示)

附 則(改正 平成8年10月24日)

附 則(改正 平成10年1月22日)

附 則(改正 平成12年6月9日)

題名及び第1条ないし第5条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成12年6月16日 日本弁護士連合会承認)

(平成12年6月26日 公示)

附 則(改正 平成14年3月12日)

第5条第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成14年3月15日 日本弁護士連合会承認)

(平成14年3月25日 公示)

附 則(全部改正 平成14年4月25日)

この規程は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成14年6月4日から適用する。

(平成14年6月4日 公示)

(平成14年7月18日 日本弁護士連合会承認)

附 則(改正 平成15年3月26日)

第5条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(平成15年4月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成15年4月18日 公示)

附 則(改正 平成17年3月23日)

題名及び第1条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成17年5月6日 日本弁護士連合会承認)

(平成17年5月6日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成22年6月1日)

第5条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年6月17日 日本弁護士連合会承認)

(平成22年7月1日 公示)

附 則(改正 平成24年12月27日)

第5条第2項(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成25年2月14日 日本弁護士連合会承認)

(平成25年2月28日 公示)